

平和構築と「ビジネスと人権」 (仮)

川口智恵

東洋学園大学

2021年2月16日

菅原科研「国際人権基準の行為規範としての実効性の研究：
『ビジネスと人権』を事例として」

※未定稿発表資料ですので、無断で他のホームページや印刷物に転用（コピー、アップロード、掲載、引用など）することはお控えください。

問題意識

国連を中心とした平和構築政策において「ビジネスと人権」が組み込まれていないのはなぜか。

→二つの国連を中心とした政策のギャップを明らかにする。

→手法:比較

論文構成（仮）

はじめに

1. 先行研究の整理
2. 平和構築を巡る「ビジネスと人権」
3. 紛争影響下における「ビジネスと人権」

（Guiding Principle, GC B4P文書、Bu & HR WG 2020年報告書）

4. 平和構築と「ビジネスと人権」のギャップ

おわりに

考察：平和構築と「ビジネスと人権」のギャップとリンケージ

国連を中心とした平和構築（別添参照）

別途配付した資料をご覧ください。

PBの種類	時間・優先順位・対象	アプローチ	価値	主たる構造
LPB に基づく平和構築	「紛争後」平和構築 復旧・復興 紛争後の国家	国家建設(再建)	LPB: 民主主義 自由主義 資本主義	<p>【国連(多国籍軍)やドナーを中心とした垂直的構造】</p> <p>↓ 国連の平和ミッション(多機能型 PKO) or 多国籍軍、地域機構ミッション 援助ドナー(多国間機関、二国間機関) *UN Integrated Approach(平和と安全保障、開発、人道などの統合アプローチ) ↓ 国際 NGO・ローカル NGO</p> <p>資源: OECD_DAC 国(先進国)から途上国への援助パッケージ</p>
持続的な平和に基づく平和構築	時間軸を定めない ⁱⁱ 予防重視 難民流出国なども含む	国家建設+ローカルなアプローチ(レジリエンスを重視したエンパワーメントに)	上記+ LPB 以外の価値も含める	<p>【国連や多国籍軍やドナーを中心としない。包括的・横断的協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連 Comprehensive cross-pillar approachesⁱⁱⁱの平和活動ミッション、援助ドナー(多国間機関、二国間機関) +・ローカル(中央政府、地方政府、コミュニティ、NGO、リーダーなど) ・非政府組織(国際、ローカルな NGO を含む) ・集団(自助グループ、避難民・難民、アイデンティティ、政党?) ・個人(活動家、宗教指導者、教育者、コミュニティリーダー、Youth、女性) <p>資源: OECD_DAC 国(先進国)から途上国への援助パッケージだけではない(フレームにとらわれない柔軟なアプローチが求められている)^{iv}</p> <p>←non-OECD_DAC 諸国の援助</p> <p>←企業(business/private sector)^v</p>

筆者作成

1. 先行研究の整理と批判

- 平和構築(ビジネスと平和)研究、国際人権法(ビジネスと人権)研究からの紛争影響下のビジネス・企業への接近
- グローバル化、暴力的紛争の増加・長期化・複雑化(中所得国、影響国、越境する暴力主体)、公的資金・アプローチの限界、イノベーション、ガバナンス・ギャップの存在
- 平和構築からビジネス・企業へ／人権からビジネス・国家へ
⇒ビジネス・企業は研究対象、政策の受け手 受容的な立場

1. 先行研究の整理と批判

- 2つの方向性:

- ①ネガティブな効果の予防・管理・救済←GP

- ⇒ビジネスアクターに紛争原因としての人権侵害の予防を促す

- ⇒ビジネスアクターによる紛争影響下における人権の保護・保障・救済

- ②ポジティブな役割への期待と評価:

- 平和に貢献することをコアビジネスとする (Peacebuilder)

- > コアビジネスで平和に貢献する

- > コアビジネス以外で平和に貢献する (社会貢献)

- > 無意識に生じた波及効果で平和に貢献した

- ⇒ビジネスアクターのpeacebuilder化??

Peacebuilderとは？

	意識的(企業戦略に含まれる)		無意識的
ネガティブ	反社会的事業 Ex. Black diamond		人権侵害 (経営リスク)
ポジティブ	平和をつくるコアビジネス Peacebuilder	コアビジネスで平和に貢献する	副次的効果として平和に貢献した
	利益追求する		利益追求は目的としない

I

GP

B4P の文書②③

1. 先行研究の整理

評価と批判：

- 平和構築研究、国際人権法、経営学などにまたがる学際的かつ新しい研究領域である。
- ビジネスというリソースを平和構築という社会的課題に積極的に活用しようとする議論。実証的研究が比較的多いが、一般化・理論化を目指してはいない。問題解決に資する実践的・政策研究としては評価できる。
- 「ビジネスによる平和への貢献（Peacebuilder化）」への期待がある一方で、両者によるアプローチ（政策）のギャップについては十分な検討がされていない。こうした状況では、「持続的な平和」の下で両者が結合し、政策一貫性・実効性を確保することに問題がある。

1. 先行研究の整理

研究の目的：

- 国連を中心とした異なる政策領域、平和構築、そして「ビジネスと人権」にかかわる政策文書の分析を通じて、2つの政策の一貫性と実効性を確保するには、どのような問題を解決しなければならないのかを提示する。

研究手法：

- 国連文書による平和構築と「ビジネスと人権」の二つを政策文書から比較する定性的、記述的な政策研究

2. 国連を中心とした平和構築政策

別途配付した資料をご覧ください。

PBの種類	時間・優先順位・対象	アプローチ	価値	主たる構造
LBに基づく平和構築	「紛争後」平和構築 復旧・復興 紛争後の国家	国家建設(再建)	LB: 民主主義 自由主義 資本主義	<p>【国連(多国籍軍)やドナーを中心とした垂直的構造】</p> <p>国連の平和ミッション(多機能型 PKO) or 多国籍軍、地域機構ミッション 援助ドナー(多国間機関、二国間機関)</p> <p>*UN Integrated Approach(平和と安全保障、開発、人道などの統合アプローチ)</p> <p>↓ 国際 NGO・ローカル NGO</p> <p>資源: OECD_DAC 国(先進国)から途上国への援助パッケージ</p>
持続的な平和に基づく平和構築	時間軸を定めない ⁱⁱ 予防重視 難民流出国なども含む	国家建設 + ローカルなアプローチ(レジリエンスを重視したエンパワーメントに)	上記 + LB 以外の価値も含める	<p>【国連や多国籍軍やドナーを中心としない。包括的・横断的協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連 Comprehensive cross-pillar approachesⁱⁱⁱの、多国籍軍、地域機構ミッション、援助ドナー(多国間機関、二国間機関) + ・ローカル(中央政府、地方政府、コミュニティ、NGO、リーダーなど) ・非政府組織(国際、ローカルな NGO を含む) ・集団(自助グループ、避難民・難民、アイデンティティ、政党?) ・個人(活動家、宗教指導者、教育者、コミュニティリーダー、Youth、女性) <p>資源: OECD_DAC 国(先進国)から途上国への援助パッケージだけではない(フレームにとらわれない柔軟なアプローチが求められている)^{iv}</p> <p>← non-OECD_DAC 諸国の援助</p> <p>← ビジネス^v</p>

ⁱ 「紛争後」の国家再建・建設と開発の移行期に、人道救援・復旧・復興・開発が複合同時的に行われる。United Nations Challenge for Sustainable Peace

3. 紛争影響下における 「ビジネスと人権」

紛争影響下における「ビジネスと人権」にかかる状況

→ 国家が国民の人権保護義務がそもそも果たせない状況

→ 国家によって国際法や国際人権条約が実効的に適用されることは期待できない状況

→ 国家が決めた「適切な措置」が著しく疑わしい状況。

3. 紛争影響下における 「ビジネスと人権」

紛争影響下＝平和構築の活動範囲

特徴：紛争影響下における国際機関など介入アクターの存在

国家が人権保護義務を果たす事が期待できないため、国際機関、地域機構、二国間援助機関、NGOなどその役割が期待される。

ただし、国家の役割を代替したり、国家に人権保護義務を強制したりする権限はない。

3. 2. Guiding Principleによる紛争影響下における「ビジネスと人権」課題の明示

- 一般原則：国家、企業、救済（国家、企業、+アルファ）という柱
- ・ 人権及び基本的自由を尊重、保護及び実現するという国家の既存の義務
 - ・ 特定の機能を果たす特定の社会組織として、適用されるべきすべての法令を遵守し人権を尊重するよう求められる、企業の役割
 - ・ 権利及び義務が侵されるときに、それ相応の適切で実効的な救済をする必要性
 - ・ ←国際機関の役割は明示されていない

3. 2. Guiding Principleによる紛争影響下における「ビジネスと人権」課題の明示

ビジネスアクターとは誰か：

•「すべての企業」:「すべての企業とは、その規模、業種、拠点、所有形態及び組織構成に関わらず、多国籍企業、及びその他の企業を含む。」

→多国籍企業だけでなく、ローカル企業も含むと考えられる

3. 2. Guiding Principleによる紛争影響下における「ビジネスと人権」課題の明示

▶紛争影響下における国家の人権保護に対する役割:

→原籍国(home),受入れ国(host),および近隣諸国を想定

→紛争影響地域において企業の人権尊重を支援することを明示

→武力勢力と企業の共犯関係、GBV に特別の配慮。

国際刑事裁判所(ICC)にかかるような「国際犯罪を行なう武力勢力と共犯関係に有ると認められる場合には、企業の現地責任者や経営者が国際刑事責任に直面することになる」(東澤2015)

3. 2. Guiding Principleによる紛争影響下における「ビジネスと人権」課題の明示

▶紛争影響下における企業の人権保護に対する役割:

(GP II. 人権を尊重する企業の責任において)

→国家のように紛争影響地域において・・・という別項目はないが、12、23、28、29の解説では、特に紛争影響下に触れており、重視していることがうかがえる。

→「状況の問題」 23 解説の中で、「例えば紛争影響地域のよう
に・・・」という特別な配慮がある。

3. 2. Guiding Principleによる紛争影響下における「ビジネスと人権」課題の明示

特徴

- 紛争影響下もGPの適応範囲内であるということを明示。
- 紛争影響下においても国家(home&host)には企業に人権尊重させる義務が、企業には人権を尊重する責任があるということを明示。
(細かな運用についても明示しており、その後のB4P文書の基盤になっている。)
- 紛争時の武装勢力と企業の共犯、GBVに特別な注意を払っている。
- 平和構築における国際機関・NGOなど介入アクターの役割については言及していない。

3. 3. Global Compact Building for Peace (B4P)における紛争影響下における「ビジネスと人権」

重要な文書

- ① UN Global Compact and PRI , **Guidance on Responsible Business in Conflict-Affected and High-Risk Areas: A resource for companies and investors**, United Nations Global Compact Office, 2010.
- ② UN Global Compact, KPMG and PRI, **Responsible business-Advancing Peace: Examples from Companies, Investors & Global Compact Local Networks**, United Nations Global Compact Office, 2013.
- ③ UN Global Compact Business for Peace (and CDA), **Advancing the Sustainable Development Goals by Supporting Peace: How Business Can Contribute**, United Nations Global Compact Office, 2015.

3. 3. Global Compact Building for Peace (B4P)における紛争影響下における「ビジネスと人権」の

① **Guidance on Responsible Business in Conflict-Affected and High-Risk Areas: A resource for companies and investors**

- ・紛争影響下でもGCの10原則を実践できることを支援し、企業と投資家が共通の判断基準を持つことを目的として作られた手引き書。

- ・4つの分野：中核事業、政府との関係、現地のステークホルダーとの関係、戦略的社会投資

3. 3. Global Compact Building for Peace (B4P)における紛争影響下における「ビジネスと人権」

②UN Global Compact, KPMG and PRI, Responsible business—Advancing Peace: Examples from Companies, Investors & Global Compact Local Networks, United Nations Global Compact Office, 2013.

①の手引き書が実際に役に立つかを試すためのパイロットプロジェクトを基に作成。企業の実践事例15、投資家の実践事例8、GCローカルネットワーク活動事例11が掲載。何が現地におけるチャレンジでどのように解決したのか、①のガイダンスのどの部分が関係する事例か、どのようにUNGPなど国際的な規範が参照されたかを記載。

(面白い事例: Safaricom, Telefonica Movistar, Virtusa Corporation)

3. 3. Global Compact Building for Peace (B4P)における紛争影響下における「ビジネスと人権」

③ UN Global Compact Business for Peace (and CDA), Advancing the Sustainable Development Goals by Supporting Peace: How Business Can Contribute, United Nations Global Compact Office, 2015.

- SDGsを契機として、リスクマネジメントやDo no harmをメインとした①②を超えて、意図的に平和に貢献する(Business for peace)という(企業の)責任を導くことを目的とした文書(各ターゲットにリンクさせていないが)。どのようにして企業が平和に貢献するのか、どのようにその貢献やインパクトを測るのかを提示する。ここでの平和は積極的平和。紛争原因の解決を目指すことも視野。
- 企業が平和に貢献するアプローチ:
 1. 経済開発の促進、2. 社会的結束や対話を促進する、3. 和平プロセスへの貢献、4. 平和に貢献するための技術やパートナーシップ

3. 3. Global Compact Building for Peace (B4P)における紛争影響下における「ビジネスと人権」

特徴

- ①②はセットで、③が①②の発展形であり、特徴的。
- リスクマネジメントやDo no harmに加え、それらを超えたPeacebuilder化へという展開。
- SDGsをきっかけに、どのように企業がPeacebuilderとしての活動ができるのか、具体的な方法を示している。

3. 4. 国連「ビジネスと人権」ワーキンググループ 2020年報告書

The UN working Group on Business & Human Rights, “Report of the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprise ‘**Business, human rights and conflict-affected regions: towards heightened action**’ ”
A/75/212, 21 July 2020.

3.4. 国連ビジネスと人権ワーキンググループ の2020年報告書

報告書のポイント

- 国家 (home & hostの両方)、国連の平和と安全保障分野、ビジネスへの提言という形
- 人権と人道法によって「ビジネスと人権」分野の規範的環境が整いつつあるという認識を提示
- 国家、ビジネス(企業の人権デュー・ディリジェンスの強化の形)および国連システムによる行動の強化を導く鍵 (triggers) と指標の提示
- 救済と移行的正義へのアクセスの主要な問題を含む紛争後(復興と平和構築)における特定の課題の提示
- サイバー時代の課題

3.4. 国連ビジネスと人権ワーキンググループ の2020年報告書

報告書の特徴

→報告書は、指導原則は「紛争の影響を受ける地域のビジネス・国家に何が期待されているかを明確にしたことを指摘しつつ、今必要なのは、「**ビジネスと人権**」を平和と安全保障の枠組みに統合するためのより決定的な行動であるとする（P&S分野への強い批判を伴う）。

※PeacebuildingとSustaining Peaceに関する2020年の事務総長報告書では、「ビジネスと人権」に言及がなく、企業の役割についても、コロンビア事例で1箇所でてくるのみ。GPに言及がある2018年報告書と比べてトーンダウンしている。加えて、HRコンポーネントをPeacebuildingにより戦略的に組み込む必要性について反省ともとれる1パラの言及がある。

3.4. 国連ビジネスと人権ワーキンググループ の2020年報告書

提言部分について整理

- 国家への提言は、NAPにどれだけ、どのように入れていくかという課題に集約できる（日本のNAPは開発援助、GBV）
- 今後問題となるのは国連の平和構築アーキテクチャーに対する提言：もっとよく「ビジネスと人権」を平和構築の制度や現場の実践に組み込めという指摘（事務総長報告書とのギャップ）
- 企業に対しては、GPやその他B4P文書の延長上にあるもの（新しさはない）+ peacebuilder化については言及なし

4. 平和構築と「ビジネスと人権」のギャップ

- 平和構築には、Guiding Principleが抜けている
- Guiding Principleには平和構築アクターが抜けている
- 平和構築における企業の役割については、平和構築と「ビジネスと人権」文書、「ビジネスと人権」文書の中でもギャップがある。

4. 平和構築と「ビジネスと人権」のギャップ

パラダイム・ギャップ

PB: 垂直的な(権力集権的な)構造 B&HR: 多中心的構造

ex.「政策」としてのギャップ PB「政府政策」 B&HR「公共政策」(山崎2003)

政策主体に関するギャップ

特に企業: GPにある「人権を尊重する企業の責任」のように、「平和を尊重する(紛争原因を解決する)責任が企業にある」との認識には至っていない。自律的なPeacebuilderとしても認められていない。

政策対象(受益者)についてのギャップ

受益者としての人びとの不在と包含

おわりに 平和構築と「ビジネスと人権」のリンケージ

考察

- 国連の政策の中で4つのギャップを埋めることで政策一貫性を確保することが必要
- 国家政策(home and host両方)との接合←PBアーキテクチャーの役割

残された課題

- 企業はPeacebuilderになり得るのか？(SDGsのパラダイム)
- ビジネス的存在としてのNGO

参考文献

- 江橋崇、山崎公士『人権政策学のすすめ』学陽書房、2003年。
- 片柳真理「ビジネスを通じた平和構築」IPSHU研究報告シリーズno.57, 37-47頁。
- 片柳真理「人権に基づく転換的平和構築」『国際政治』第186号、2017年1月、64-79頁。
- 菅原絵美「第9章 企業」『新グローバル公共政策』
- 菅原絵美「＜書評と紹介＞ジョン・ジェラルド・ラギー著 東澤 靖訳『正しいビジネス：世界が取り組む「多国籍 企業と人権」の課題』大原社会問題研究所雑誌、695・696巻、100-105頁、2016年10月。
- 高木昌弘「第11章 民間セクター」高柳彰夫、大橋正明編『SDGsを学ぶ：国際開発・国際協力入門』法律文化社、2018年、211-227頁。
- 東澤靖。「ビジネスと人権：国連指導原則は何を目指しているのか」明治学院大学法科大学院ローレビュー22巻、23-40頁、2015年3月。
- Carol Janson Bond, *Business and Peace-Building: The Role of Natural Resources Companies* Routledge, 2018.
- Miklian, Jason, Rina M. Alluri, and John Elias Katsos, eds. *Business, peacebuilding and sustainable development*. Routledge, 2019.
- Tiina M “UN Global Compact Business for Peace (B4P): A Business Leadership Platform,” Presentation material at Extractives Industries and Conflict Prevention in the context of SDG 16, 17 November, 2015 Oslo
- UN & WB (United Nations and World Bank Group). 2018. *Pathways for Peace: Inclusive Approaches to Preventing Violent Conflict*. Washington D.C.: World Bank Group.

※PPT中に提示した参考文献は割愛

平和構築と「ビジネスと人権」 (仮)

川口智恵

菅原科研「国際人権基準の行為規範としての実効性の研究：『ビジネスと人権』を事例として」

論文構成（仮）

はじめに

1. 先行研究の整理
2. 平和構築を巡る「ビジネスと人権」
3. 紛争影響下における「ビジネスと人権」
4. 二つの議論（政策）の比較（ギャップの検討）

おわりに

考察：平和構築と「ビジネスと人権」のギャップとリンケージ

はじめに

- 平和構築とは何か

はじめに

- 持続的平和とは何か

はじめに

- 平和構築と「ビジネスと人権」に関する研究を行なう意義

1. 先行研究の整理と批判

- 平和構築(ビジネスと平和)研究、国際人権法(ビジネスと人権)研究からの紛争影響下のビジネス・企業への接近
- グローバル化、暴力的紛争の増加・長期化・複雑化(中所得国、影響国、越境する暴力主体)、公的資金・アプローチの限界、イノベーション、ガバナンス・ギャップ の存在
- 平和構築からビジネス・企業へ／人権からビジネス・国家へ
⇒ビジネス・企業は研究対象、政策の受け手 受容的な立場

- 2つの方向性:

①ネガティブな効果の予防・管理・救済←GP

⇒ビジネスアクターに紛争原因としての人権侵害の予防を促す

⇒ビジネスアクターによる紛争影響下における人権の保護・保障・救済

②ポジティブな役割への期待と評価:

平和に貢献することをコアビジネスとする>コアビジネスで平和に貢献する (CSV)

>コアビジネス以外で平和に貢献する (社会貢献)

>無意識に生じた波及効果

⇒ビジネスアクターのpeacebuilder化??

Peacebuilderとは？

	意識的(企業戦略に含まれる)		無意識的
ネガティブ	反社会的事業 Ex. Black diamond		人権侵害 (経営リスク)
ポジティブ	平和をつくるコ アビジネス Peacebuilder	コアビジネス で平和に貢献 する	副次的事業 として平和に 貢献する
	利益追求する		副次的効果と して平和に貢 献した
			利益追求は目的としない

I

GP

B4P の文
書②③

1. 先行研究の整理

評価と批判：

- ・平和構築(国際政治、国際関係論)、ビジネス(経営学)、人権(国際人権法など)にまたがる学際的かつ新しい研究領域である。
- ・ビジネスというリソースを平和構築という社会的課題に積極的に活用しようとする議論。とりわけ問題解決に資する実践的・政策研究として高く評価できる。
- ・実証的研究が比較的多いが、一般化・理論化を目指してはいない。
- ・しかし、「ビジネスによる平和への貢献(Peacebuilder化)」への期待がある一方で、両者によるアプローチのギャップについては十分な検討がされていない。こうした状況では、「持続的な平和」の下で両者が結合し、政策実効性を担保することが難しいという問題がある。(Working groupの報告書)

1. 先行研究の整理

研究の目的：

- 国連を中心とした異なる政策領域、平和構築、そして「ビジネスと人権」にかかわる政策文書の分析を通じて、2つの政策の一貫性と実効性を確保するには、どのような問題を解決しなければならないのかを提示する。

研究手法：

- 国連文書による平和構築と「ビジネスと人権」の二つを政策文書から比較する定性的、記述的な政策研究

1. 先行研究の整理

- 分析枠組み

2. 国連を中心とした平和構築政策

- ・平和構築の政策的方向転換

2. 国連を中心とした平和構築政策

- 政策の構成要素

2. 国連を中心とした平和構築政策

- 平和構築政策におけるビジネス・企業

2. 国連を中心とした平和構築政策



PBの種類	時間軸・優先順位	アプローチ	価値	主たる構造
LBに基づく 平和構築	「紛争後」平和構築 復旧・復興 紛争後の国家	国家建設(再建)	LB: 民主主義 自由主義 資本主義	【国連(多国籍軍)やドナーを中心とした垂直的構造】 国連の平和ミッション(多機能型 PKO) →One UN(平和と安全保障、開発、人道の組織的統合アプローチ) Or 多国籍軍 援助ドナー +アルファ 資源:OECD_DAC 国(先進国)から途上国への援助パッケージ
持続的な平和に 基づく平和構築	時間軸を定めない 予防重視 難民流出国なども 含む	国家建設+ロー カルなアプロ ーチ(レジリエンス を重視したエン パワーメントに)	上記+ LB 以外の価値 も含める	【国連や多国籍軍やドナーを中心としない。多元的・水平的構造を目指す】 国連 or 多国籍軍 援助ドナー +アルファ ・ローカル(中央、地方政府、コミュニティ) ・非政府組織(国際、ローカルな NGO を含む) ・個人(宗教、 資源:OECD_DAC 国(先進国)から途上国への援助パッケージだけ ではない(フレームにとらわれない柔軟なアプローチが求められてい る) ←non-OECD DAC 諸国の援助(例:中国、トルコ、タイ、インド、、、) ←ビジネス

3. 紛争影響下における「ビジネスと人権」政策

- 「ビジネスと人権における紛争影響下という状況

3. 紛争影響下における「ビジネスと人権」 政策

- 「ビジネスと人権における紛争影響下という状況

3. 紛争影響下における「ビジネスと人権」政策

「ビジネスと人権における紛争影響下という状況＝平和構築

- 国家が国民の人権保護義務がそもそも果たせない状況
- 国際法や国際人権条約が実効的に適用されることは期待できない状況
- 国家が決めた「適切な措置」が著しく疑わしい状況。

3. 紛争影響下における「ビジネスと人権」政策

- 「ビジネスと人権における紛争影響下という状況＝平和構築
- 紛争影響下における国際機関など介入アクターの存在：
 - 上記の状況のために国際機関、地域機構、二国間援助機関、NGOなどの支援に役割が期待される。しかし、紛争影響下の国際機関の多くはOHCHRや平和活動ミッションの人権担当。
- 国家に代わったり、国家に人権保護義務を強制したりする権限はない。
 - 人道援助機関
 - 移行期正義
 - 人権NGO

3. 2. Guiding Principleによる紛争影響下における「ビジネスと人権」課題の明示

一般原則：国家、企業、救済（国家、企業、+アルファ）という柱

- ・ 人権及び基本的自由を尊重、保護及び実現するという国家の既存の義務
- ・ 特定の機能を果たす特定の社会組織として、適用されるべきすべての法令を遵守し人権を尊重するよう求められる、企業の役割
- ・ 権利及び義務が侵されるときに、それ相応の適切で実効的な救済をする必要性
 - ←国際機関の役割は明示されていない

3. 2. Guiding Principleによる紛争影響下における「ビジネスと人権」課題の明示

ビジネスアクターとは誰か：

- 「すべての企業」：「すべての企業とは、その規模、業種、拠点、所有形態及び組織構成に関わらず、多国籍企業、及びその他の企業を含む。」
- 紛争下のローカル企業も含む
- GPは企業に、**法的義務**としてではなく**「責任」**として、人権デューディリジェンスなど「何が適切な措置か」を具体的に示している。

3. 2. Guiding Principleによる紛争影響下における「ビジネスと人権」課題の明示

- GPで参考にされた紛争影響下のビジネスと人権が問題になった事例:
 - **要調査**であるが、東澤2015によると米国によるコンゴ民の鉱物資源？
 - 国際刑事裁判所 (ICC) にかかるような「国際犯罪を行なう武力勢力と共犯関係に有ると認められる場合には、企業の現地責任者や経営者が国際刑事責任に直面することになる」(東澤2015)

3. 2. Guiding Principleによる紛争影響下における「ビジネスと人権」課題の明示

▶紛争影響下における国家の人権保護に対する役割:

GP 1. 人権を保護する国家の義務

紛争影響地域において企業の人権尊重を支援すること

3. 2. Guiding Principleによる紛争影響下における「ビジネスと人権」課題の明示

▶紛争影響下における企業の人権保護に対する役割:

- GP II. 人権を尊重する企業の責任

→国家のように紛争影響地域において・・・という別項目はないが、12、23、28、29の解説では、特に紛争に触れている。

状況の問題

23 解説の中で、「例えば紛争影響地域のように……」

3. 2. Guiding Principleによる紛争影響下における「ビジネスと人権」課題の明示

- ▶ Guiding Principleが示す紛争影響下の「ビジネスと人権」とは？：
 - 紛争影響下もGPの適応範囲内であることを明示。
 - 紛争影響下においても国家(home&Host)には企業に人権尊重させる義務が、企業には人権を尊重する責任があるということを明示。
+ 細かな運用についても明示しており、その後のB4P文書の大元になっている。
 - 紛争時のGBVに特段の注意を払っている
 - 平和構築における国際機関の役割については言及していない

3. 3. Global Compact Building for Peace (B4P)における紛争影響下における「ビジネスと人権」

重要な文書

- ① UN Global Compact and PRI , Guidance on Responsible Business in Conflict–Affected and High–Risk Areas: A resource for companies and investors, United Nations Global Compact Office, 2010.
- ② UN Global Compact, KPMG and PRI, Responsible business–Advancing Peace: Examples from Companies, Investors & Global Compact Local Networks, United Nations Global Compact Office, 2013.
- ③ UN Global Compact Business for Peace (and CDA), Advancing the Sustainable Development Goals by Supporting Peace: How Business Can Contribute, United Nations Global Compact Office, 2015.

3. 3. Global Compact Building for Peace (B4P)における紛争影響下における「ビジネスと人権」の

- Guidance on Responsible Business in Conflict-Affected and High-Risk Areas: A resource for companies and investors
- ①紛争影響下でもGCの10原則を実践できることを支援し、企業と投資家が共通の判断基準を持つことを目的として創られた手引き書。中核事業、政府との関係、現地のステークホルダーとの関係、戦略的社会投資の4分野。

3. 3. Global Compact Building for Peace (B4P)における紛争影響下における「ビジネスと人権」

② UN Global Compact, KPMG and PRI, Responsible business—Advancing Peace: Examples from Companies, Investors & Global Compact Local Networks, United Nations Global Compact Office, 2013.

- ①の手引き書が実際に役に立つかを試すためのパイロットプロジェクトを基に作成。企業の実践事例15、投資家の実践事例8、GCローカルネットワーク活動事例11が掲載。何が現地におけるチャレンジでどのように解決したのかを①のガイダンスのどの部分が関係する事例か、どのようにUNGPなど国際的な指標がつかわれたかも踏まえ記載。
- 面白そうな事例はSafaricom, Telefonica Movistar, Virtusa Corporation

エクセル

- 面白そうな事例はSafaricom, Telefonica Movistar, Virtusa Corporation

3. 3. Global Compact Building for Peace (B4P)における紛争影響下における「ビジネスと人権」

- ③ UN Global Compact Business for Peace (and CDA), Advancing the Sustainable Development Goals by Supporting Peace: How Business Can Contribute, United Nations Global Compact Office, 2015.
- SDGsも契機として、リスクマネジメントやDo no harmをメインとした①②を超えて、意図的に平和に貢献する(Business for peace)という(企業の)責任を導くことを目的とした文書(16に深くリンクはさせてないが)。どのようにして企業が平和に貢献するのか、どのようにその貢献やインパクトを測るのかを提示する。ここでの平和は積極的平和。紛争原因の解決を目指すことも視野。
 - 企業が平和に貢献するアプローチ:
 1. 経済開発の促進、2.社会的結束や対話を促進する、3. 和平プロセスへの貢献、4. 平和に貢献するための技術やパートナーシップ

3. 3. Global Compact Building for Peace (B4P)における紛争影響下における「ビジネスと人権」

- ←①②はセットで、③は発展形。SDGsをきっかけに企業にPeacebuilderになる方法を具体的に示している。リスクマネジメントやDo no harmに加え、それらを超えたPeacebuilder化へという展開になっている。

3.4. 国連ビジネスと人権ワーキンググループ の2020年報告書

- The UN working Group on Business & Human Rights, “Report of the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprise ‘Business, human rights and conflict-affected regions: towards heightened action’ ”
A/75/212, 21 July 2020.

3.4. 国連ビジネスと人権ワーキンググループの2020年報告書

- The UN working Group on Business & Human Rights, “Report of the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprise ‘Business, human rights and conflict-affected regions: towards heightened action’” A/75/212, 21 July 2020.
- 報告書のポイント
 - 国家(ビジネスのhomeそしてhost国家の双方)、国連の平和と安全保障分野、ビジネスへの提言という形
 - 人権と人道法によって「ビジネスと人権」分野の規範的環境が整いつつあるという認識を提示
 - 国家、ビジネス(企業の人権デュー・ディリジェンスの強化の形)および国連システムによる行動の強化を導く鍵(triggers)と指標の提示(→提言)
 - 救済と移行的正義へのアクセスの主要な問題を含む紛争後(復興と平和構築)における特定の課題の提示
 - サイバー時代の課題
- →報告書は、指導原則は「紛争の影響を受ける地域のビジネス・国家に何が期待されているかを明確にしたことを指摘しつつ、今必要なのは、「ビジネスと人権」を平和と安全保障の枠組みに統合するためのより決定的な行動であるとする(P&S分野への強い批判を伴う)。

3.4. 国連ビジネスと人権ワーキンググループ の2020年報告書

提言部分について:

- 国家への提言は、NAPにどれだけ、どのように入れていくかという課題に集約できる
- 難しいのは国連システムに対する提言: 特にP&S、平和構築に対する提言 もっとよく「ビジネスと人権」にかかわる知識を得て、制度や現場の実践に組み込めという指摘
- 企業に対しては、GPやその他B4P文書の延長上にあるもの(新しさはない) + peacebuilder化については言及なし

4. 2つの政策の比較（ギャップの検討）

- Guiding PrincipleがPBの規範としては抜けている
- Guiding PrincipleにはPBアクターが抜けている

4. 2つの政策の比較（ギャップの検討）

平和構築と「ビジネスと人権」の間には4つの政策ギャップ

- ① 「政策」におけるギャップ PB「政府政策」 Hu&B「公共政策」(山崎2003)
- ② 政策目標＝平和におけるギャップ 持続的な平和と積極的・消極的平和(WG報告では紛争後平和構築)
- ③ 政策主体＝特に企業におけるギャップ GPにある「人権を尊重する企業の責任」のように、「平和を尊重する(紛争原因を解決する)責任が企業にある」との認識には至っていない、更に進んで自律的なPeacebuilderとしても認められていない（ただし、Hu&B側でもB4PとWGの間で温度差あり）
 - Hu&Bのほうが、ビジネスを含めた多中心的アプローチが実現できている
- ① 政策対象(受益者)についてのギャップ＝紛争当事者/被害者 と 国家、企業(ステークホルダー)、人権侵害や差別を受けた「当事者」(どちらも英語ならvictim??)(潜在的な被害者、利益代表者、当事者団体、影響を受ける、受けつる人たち)
 - 人権の当事者＝Rights holder (victim, survivor)
 - Human right defender

おわりに 平和構築と「ビジネスと人権」のリンケージ

- 国連の政策の中で4つのギャップを埋めることで政策一貫性を確保する
- 国家政策 (home and host両方) との接合
- 残された課題
Peacebuilderになり得るのか？
ビジネス存在としてのNGO